

令和7年度沖縄県公衆浴場入浴料金審議会  
(一部抜粋)

日時:令和8年2月10日(火)

13時から14時30分

場所:沖縄県庁13階第5会議室

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

## 会 次 第

1. 委嘱状交付

2. あいさつ

沖縄県保健医療介護部 糸数 公

3. 会長選出

4. 議事

(1) 沖縄県公衆浴場入浴料金統制額（上限額）の指定について

5. 閉会

## 会 次 第

1. 委嘱状交付

2. あいさつ

沖縄県保健医療介護部 糸数 公

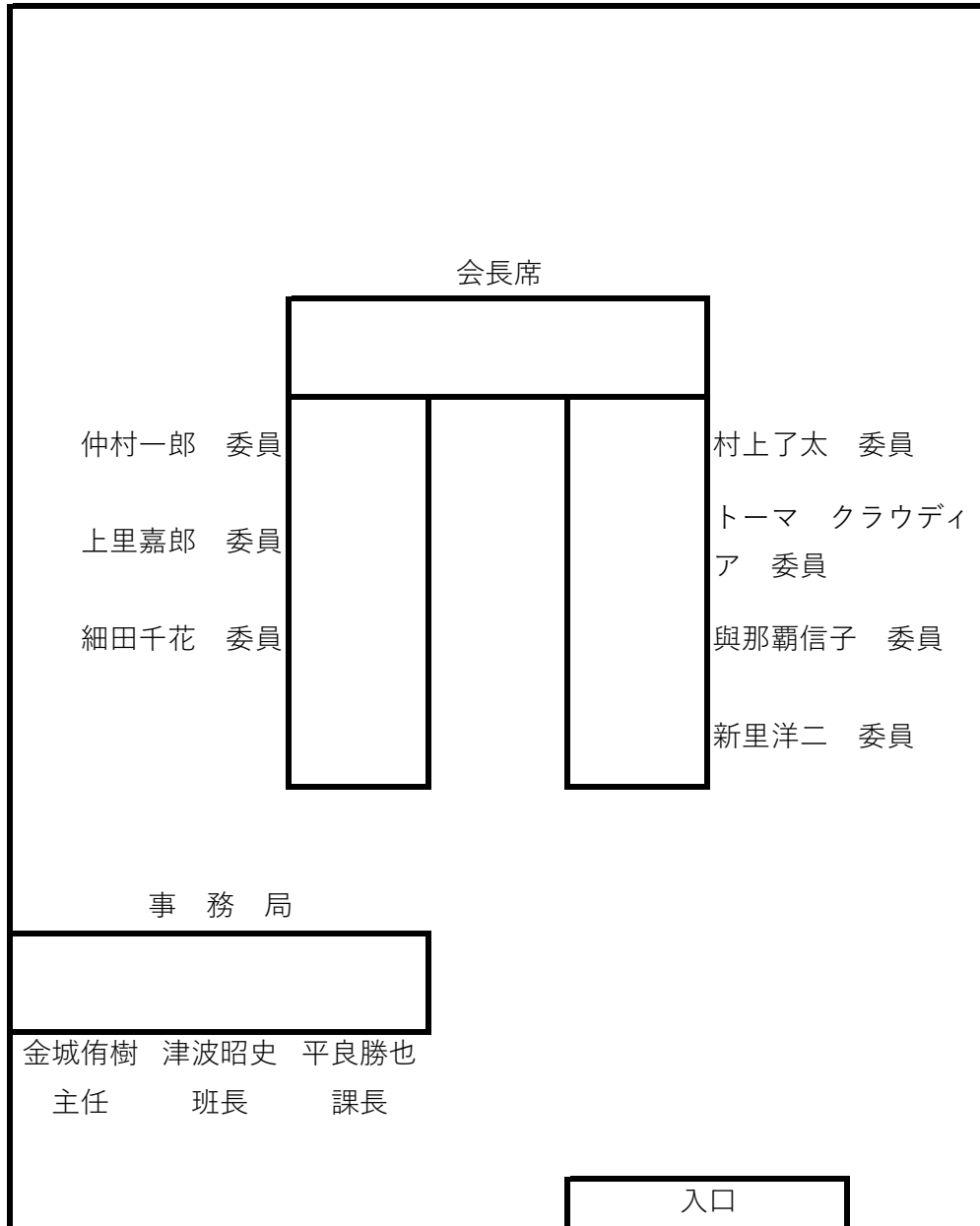
3. 会長選出

4. 議事

(1) 沖縄県公衆浴場入浴料金統制額（上限額）の指定について

5. 閉会

# 配席図



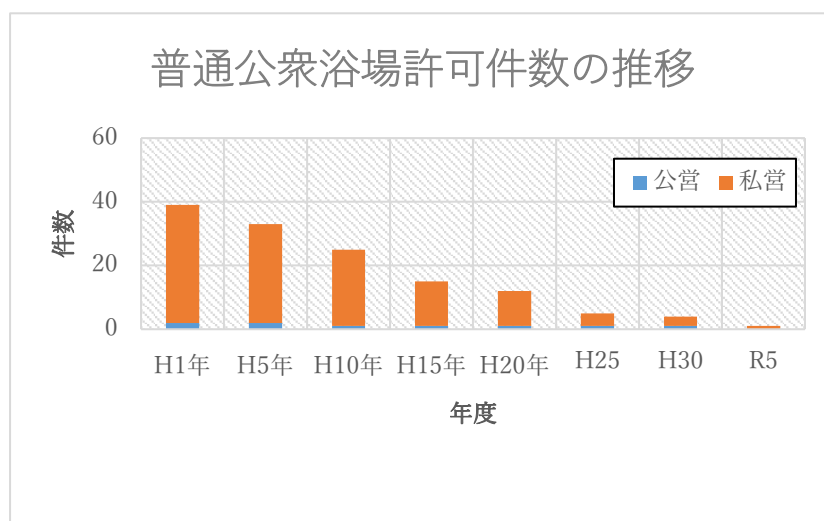
## 沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

|   | 区分    | 所属                      | 氏名         | 備考    |
|---|-------|-------------------------|------------|-------|
| 1 | 学識経験者 | 沖縄国際大学教授<br>教           | 村上 了 太     | 経営学専攻 |
| 2 | 学識経験者 | 琉球大学教授<br>准 教           | トーマ クラウディア | 細菌学専攻 |
| 3 | 利用者代表 | 沖縄県女性連合会<br>会 長         | 與那覇 信子     |       |
| 4 | 利用者代表 | 沖縄商工会議所<br>青年部 会 長      | 新 里 洋 二    |       |
| 5 | 経営者代表 | 公衆浴場経営者                 | 仲 村 一 郎    |       |
| 6 | 行政関係者 | 沖縄市市民健康課<br>長           | 上 里 嘉 郎    |       |
| 7 | 行政関係者 | 那覇市保健所 環<br>境 衛 生 監 視 員 | 細 田 千 花    |       |

## 沖縄県における各種統計の推移について

### 1 普通公衆浴場件数の推移（沖縄県）

|    | H1 | H5 | H10 | H15 | H20 | H25 | H30 | R5 |
|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 公営 | 2  | 2  | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0  |
| 私営 | 37 | 31 | 24  | 14  | 11  | 4   | 3   | 1  |
| 合計 | 39 | 33 | 25  | 15  | 12  | 5   | 4   | 1  |



### 2 沖縄県入浴料金の推移

| 施行年月日       | 入浴料金 |     |     |    | 備考            |
|-------------|------|-----|-----|----|---------------|
|             | 大人   | 中人  | 小人  | 洗髪 |               |
| S47. 5. 15  | 54   | 47  | 36  | 11 | 本土復帰、物価統制令の適用 |
| S48. 11. 20 | 60   | 50  | 40  | 15 |               |
| S49. 8. 22  | 90   | 80  | 60  | 15 |               |
| S50. 12. 15 | 110  | 85  | 65  | 20 |               |
| S52. 12. 26 | 140  | 90  | 70  | 20 |               |
| S55. 11. 6  | 200  | 100 | 70  | 30 |               |
| H18. 2. 10  | 370  | 170 | 100 | —  | 洗髪料の廃止        |

### 3 燃料費の推移

単位： 円

|                   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A重油価格推移<br>単位：円/L | 令和5年  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 年平均   |
|                   | 1月    | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   |       |
|                   | 92.7  | 92.2  | 92.8  | 92.8  | 92.7  | 95.9  | 99.3  | 105.1 | 101.8 | 96.0  | 97.7  | 99.2  |       |
|                   | 令和6年  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 99.5  |
|                   | 1月    | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   |       |
|                   | 99.0  | 98.2  | 98.4  | 99.3  | 99.2  | 99.7  | 99.5  | 99.0  | 99.5  | 99.6  | 100.0 | 102.0 |       |
|                   | 令和7年  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 105.9 |
|                   | 1月    | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   |       |
|                   | 105.8 | 107.2 | 109.5 | 109.5 | 105.1 | 103.6 | 105.0 | 105.7 | 105.7 | 104.9 | 105.0 | 103.4 |       |

※1 令和6年→令和7年の高騰率：6.5%

※2 令和5年→令和7年 高騰率：9.7%

### 4 沖縄県最低賃金の推移

※令和8年1月現在

参考

|       |       |       |       |      |      |      |      |      |       |
|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度  |
| 714円  | 737円  | 762円  | 790円  | 792円 | 820円 | 853円 | 896円 | 952円 | 1023円 |

|       |       |
|-------|-------|
| 全国平均  | 九州平均  |
| 1121円 | 1032円 |

令和8年1月13日時点 各都道府県の入浴料金額(全浴連HP、薬務生活衛生課調査による)

※今年度改正

|                   | 大人     | 中人     | 小人    | 備考       | 施行年月日     |
|-------------------|--------|--------|-------|----------|-----------|
| 1 北海道             | 500    | 150    | 80    |          | R6.10.1   |
| 2 青森              | 480    | 170    | 80    |          | R5.4.10   |
| 3 岩手              | 480    | 170    | 80    |          | R2.4.1    |
| 4 宮城              | 500    | 180    | 100   |          | R7.12.1 ※ |
| 5 秋田              | 460    | 130    | 90    |          | H31.4.1   |
| 6 山形              | 300    | 120    | 80    | 対象施設無し   | H7.4.1    |
| 7 福島              | 450    | 150    | 90    |          | H30.4.1   |
| 8 茨城              | 350    | 130    | 70    | 1件のみ     | H10.3.1   |
| 9 栃木              | 460    | 200    | 100   |          | R5.2.15   |
| 10 群馬             | 450    | 200    | 100   |          | R5.8.1    |
| 11 埼玉             | 500    | 200    | 70    |          | R6.4.1    |
| 12 千葉             | 550    | 200    | 100   |          | R8.1.30 ※ |
| 13 東京             | 550    | 200    | 100   |          | R6.8.1    |
| 14 神奈川            | 550    | 220    | 100   |          | R7.3.1    |
| 15 新潟             | 480    | 150    | 70    |          | R5.1.1    |
| 16 富山             | 500    | 180    | 100   |          | R7.3.1    |
| 17 石川             | 500    | 150    | 70    |          | R7.5.1 ※  |
| 18 福井             | 530    | 170    | 80    |          | R8.1.1 ※  |
| 19 山梨             | 470    | 170    | 70    |          | R7.4.1 ※  |
| 20 長野             | 500    | 170    | 80    |          | R6.4.1    |
| 21 岐阜             | 500    | 180    | 100   |          | R5.4.1    |
| 22 静岡             | 520    | 200    | 100   |          | R8.1.1 ※  |
| 23 愛知             | 530    | 180    | 100   |          | R7.4.1 ※  |
| 24 三重             | 500    | 200    | 100   |          | R8.1.10 ※ |
| 25 滋賀             | 490    | 150    | 100   |          | R5.5.1    |
| 26 京都             | 550    | 200    | 100   |          | R7.4.1 ※  |
| 27 大阪             | 600    | 200    | 100   |          | R7.4.1 ※  |
| 28 兵庫             | 570    | 200    | 100   |          | R8.1.1 ※  |
| 29 奈良             | 530    | 200    | 100   |          | R7.12.1 ※ |
| 30 和歌山            | 490    | 170    | 100   |          | R6.4.1    |
| 31 鳥取             | 550    | 200    | 100   |          | R7.5.1 ※  |
| 32 島根             | 430    | 160    | 90    | 1件のみ     | R5.5.1    |
| 33 岡山             | 480    | 200    | 100   |          | R7.8.1 ※  |
| 34 広島             | 500    | 200    | 100   |          | R7.8.1 ※  |
| 35 山口             | 480    | 170    | 90    |          | R7.3.1    |
| 36 徳島             | 450    | 150    | 70    |          | R5.1.1    |
| 37 香川             | 450    | 150    | 60    |          | R5.10.1   |
| 38 愛媛             | 450    | 150    | 60    |          | R5.4.1    |
| 39 高知             | 450    | 150    | 60    |          | R5.10.1   |
| 40 福岡             | 550    | 200    | 100   |          | R7.4.1 ※  |
| 41 佐賀             | 450    | 150    | 100   | 1件のみ     | R6.3.1    |
| 42 長崎             | 400    | 150    | 80    |          | R5.4.1    |
| 43 熊本             | 450    | 150    | 80    |          | R4.11.1   |
| 44 大分             | 430    | 160    | 80    |          | R4.12.27  |
| 45 宮崎             | 450    | 160    | 90    | 施行は令和8年度 | R8.4.1 ※  |
| 46 鹿児島            | 460    | 150    | 80    |          | R5.12.25  |
| 47 沖縄             | 370    | 170    | 100   |          | H18.2.11  |
| 九州平均              | ¥455.7 | ¥160.0 | ¥87.1 | 沖縄県を除く   |           |
| 全国平均              | ¥481.7 | ¥172.6 | ¥88.3 |          |           |
| 全国平均<br>(沖縄、山形除く) | ¥488.0 | ¥174.3 | ¥88.4 |          |           |

全国平均との差額

|                   |         |       |       |
|-------------------|---------|-------|-------|
| 全国平均              | ¥-111.7 | ¥-2.6 | ¥11.7 |
| 全国平均<br>(沖縄、山形除く) | ¥-118.0 | ¥-4.3 | ¥11.6 |

大人：12歳以上

中人：6歳以上、12歳未満

小人：6歳未満

・令和7年度に改正(次年度施行を含む)を行ったのは18自治体(大人上限額平均:522.4)

・直近10年で改正を行った自治体の上限額平均は、大人:491.4、中人:174.8、小人:88.6

## 令和7年度浴場助成制度調べ（市区町村事業分）

| 市町村名 | 対象<br>浴場数 | 融資制度及び補助金等制度 |      | 水道料金減免措置        |     | 固定資産税<br>減免措置 | その他の<br>助成制度 |
|------|-----------|--------------|------|-----------------|-----|---------------|--------------|
|      |           | 制度の概要        | 計画総額 | 上水道             | 下水道 |               |              |
|      |           |              | 千円   | （実施していれば○を付すこと） |     |               |              |
| 沖縄市  | 1         | なし           |      | ○               | ○   |               |              |
|      |           |              |      |                 |     |               |              |
|      |           |              |      |                 |     |               |              |
|      |           |              |      |                 |     |               |              |
| 合計   | 0         |              | 0    | 0               | 0   | 0             | 0            |

# 沖縄県公衆浴場入浴料金の指定額の考え方について

## 1. 関連通知

公衆浴場入浴料金最高統制額を改定しようとする場合は、収支に係る経営実態調査を行うよう厚生労働省から通知されているところである。

(昭和38年8月12日付け環発第335号「公衆浴場入浴料金の統制額の指定について」)

## 2. 通知に基づく調査結果

令和7年度に実態調査を実施した結果、県内の公衆浴場入浴料金については、平成18年に指定した最高統制額のもと営業が行われているところであるが、施設の老朽化や、燃料費の高騰、営業者の高齢化に伴うパートタイム従業員の労働時間増加等により、厳しい収支状況の中営業が行われていることがわかった。また、営業者が高齢となっていることから、正確な収支状況の把握が難しい部分については、聞き取り調査等をもとに推定値により計算を行うこととした。

## 3. 調査結果に基づく支出額算定

実態調査の結果を基に、入浴料金による収入、支出額を算定した。

料金算定の際には、実態調査に基づくものの他、人件費については沖縄県の最低賃金を、燃料費については直近1年での高騰率（基準額A）および直近2年での高騰率（基準額B）を考慮して算定を行った。

その結果、年間収支が黒字収支となる入浴料金については、以下のとおりとなった。

年間収支が黒字となる入浴料金

|      | 大人   | 中人   | 小人   |
|------|------|------|------|
| 基準額A | 430円 | 180円 | 100円 |
| 基準額B | 440円 | 170円 | 100円 |

#### 4. 今後の収支予測に関する留意事項

現在、調査対象施設である普通公衆浴場は県内でただ一つとなっているが、前営業者が高齢であることに加え、現在入院中であり、経営についてはパートタイム従業員に任せながら、時短営業を行っているところである。時短営業により1日の営業時間は半分となっているが、そのうちパートタイム従業員が従事する時間は変わらない（3時間勤務）ことから、収支における人件費の割合が今後大幅に増加することが考えられる。

#### 5. 他県との入浴料金比較

他県の入浴料金については、沖縄と普通公衆浴場を有さない山形県を除いた全国平均が令和8年1月13日時点で大人488.0円、中人174.3円、小人88.4円となっている。

#### 6. 入浴料金統制額（上限額）の指定

以上のことより、全国平均との整合をはかり、今後の経営状況の変化に柔軟に対応する為、新たな入浴料金の統制額を、以下（案）のとおり設定したい。なお、指定される入浴料金の統制額は、あくまで上限額である為、実際の入浴料金については各営業者の判断により設定することが可能であり、上限改訂後も段階的な値上げが可能であることを申し添える。

#### 7. 入浴料金指定額（案）

|   | 大人          | 中人          | 小人          |
|---|-------------|-------------|-------------|
| 旧 | 370円        | 170円        | 100円        |
| 新 | <b>500円</b> | <b>200円</b> | <b>100円</b> |

改正

昭和49年 3 月30日規則第18号

昭和50年 2 月20日規則第13号

平成 5 年 3 月31日規則第29号

平成10年 3 月31日規則第31号

平成23年 3 月31日規則第23号

平成26年 3 月31日規則第 9 号

平成29年 3 月31日規則第22号

令和 6 年 3 月29日規則第29号

沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則をここに公布する。

沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第 2 条の規定に基づき、沖縄県公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 審議会は、知事の諮問に応じ公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

**第 3 条** 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 利用者の意見を代表する者
- (3) 公衆浴場経営者の意見を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第4号に掲げる者のうちから任命される委員はこの限りでない。

(会長)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指命する委員が、その職務を行う。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日規則第18号抄)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年2月20日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日規則第29号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第31号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第23号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日規則第22号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月29日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。（後略）

## 関係法令等抜粋

### ○物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）

#### 第四条

主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

### ○物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）

（都道府県が処理する事務等）

#### 第十一条

次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

### ○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条及び物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）第十一条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（都道府県知事による統制額の指定）

#### 第二条

都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項の規定に基づき、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

### ○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（昭和三八年八月九日環発第一一三号通知）

二 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（昭和三八年八月十二日環発第三三五号通知）

- 一 公衆浴場入浴料金最高統制額を改訂しようとする場合は、おおむね別紙(一)「公衆浴場経営実態調査要綱」に準拠して、経営の実態調査を行なうこと。
- 二 公衆浴場入浴料金最高統制額を決定する場合は、おおむね別紙(二)「公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領」に準拠して協議会等を設置し、あらかじめ、十分にその意見を聞き、最高統制額の適正を期すること。

○公衆浴場経営実態調査要綱

- 二 調査の方法は、実地調査及び関係者からの聞き取り調査によること。

○公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領

- 二 委員は一二名程度とし、その構成は次のとおりとする。
  - (一) 関係吏員(衛生及び経済主管部関係吏員)
  - (二) 有職者(経営、保健衛生の専門家等)
  - (三) 住民代表(例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等であつて、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者)
  - (四) 業者代表(公衆浴場を経営している者)

○沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 利用者の意見を代表する者
- (3) 公衆浴場経営者の意見を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員